

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則及び鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正について

1 規則の改正理由

臨時的任用職員の任免及び給与の決定（以下「任免等」という。）のを見直し、任用期間が1月未満の臨時的任用職員の任免等を各所属が行うこととするに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア 各所属が任免等を行う臨時的任用職員は、任用期間が1月未満（現行 16日未満）の者とする。

イ 人事・評価室が任免し、又は給与室が給与の決定を行う臨時的任用職員は、任用期間が1月以上（現行 16日以上）の者とする。

(2) 鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正

出納局長の専決事項を定める規定中、任免等について出納局長が専決することができる臨時的任用職員は任用期間が1月未満（現行 16日未満）の者とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。